

2019 年度 かいご・ふくしトライ・ジョブ事業実施要領

1 目的

介護・福祉職場への就職に関心のある者を対象に、介護・福祉職場の見学・仕事体験（以下「トライ・ジョブ」という。）を通して、具体的な仕事の内容、魅力ややりがい、実際の職場の雰囲気などを知ってもらうことにより、介護・福祉分野への理解を深め、就労意欲を高めるとともに、円滑な就労につなげることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

3 対象者

滋賀県内の介護・福祉職場への就職に関心のある者で、滋賀県介護・福祉人材センターまたは滋賀県湖北介護・福祉人材センターに求職登録している者とする。ただし、次に掲げる者は本事業の対象外とする。

- （1）生徒または学生（当該年度の卒業予定者を除く。）
- （2）トライ・ジョブを行う施設・事業所において採用が内定した者
- （3）他の事業や制度により参加する者

4 トライ・ジョブの内容・日数

- （1）トライ・ジョブの内容は、以下の2つのコースから選択するものとする。
 - ① 半日コース（職場見学等 2～3時間程度）
 - ② 1日コース（仕事体験等 半日以上）
- （2）受入施設は、トライ・ジョブを希望する者（以下「体験者」という。）に介護・福祉の仕事の内容、魅力ややりがいを理解していただけるよう以下のような事項を踏まえつつ、体験者の希望等を考慮してプログラムを作成するものとする。ただし、前記（1）のいずれのコースにおいても、①から③までは必ず盛り込むこととし、④および⑤は、1日コースにおいて、受入施設で対応可能な範囲で実施するものとする。
 - ① 施設の概要説明
 - ② 施設の見学
 - ③ 職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答等）
 - ④ 利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）
 - ⑤ 日常業務の体験（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等）
- （3）半日コースは、同一施設につき1日のみ利用できるものとする。
- （4）1日コースの体験日数（半日コースとの組合せを含む。）は、1つの受入施設につき1日から5日までの間で体験者が希望する日数を基本に受入施設と調整の上決定する。

5 受入施設

体験者を受け入れる施設は、本事業の目的を理解し、県内に所在する社会福祉施設・事業所で、「福祉のお仕事」に事業所登録をしているもの（以下「受入施設」という。）とする。

6 受入施設の登録

- (1) 体験者の受け入れを希望する施設は、県社協に「トライ・ジョブ受入登録票」(様式1-①、②)を提出するものとする。
- (2) 県社協は、前記(1)の登録票を受理したときは、内容を審査の上、登録することが適当と認めたときは当該受入施設に通知するものとする。

7 実施方法

- (1) 体験者は、「かいご・ふくしトライ・ジョブ申込書」(様式2)に必要事項を記入の上、2週間前まで(1日コースの体験を2～5日間希望する場合は1か月前まで)に、県社協に提出するものとする。
- (2) 県社協は、体験者が希望する受入施設と連絡調整の上、体験者の受入日を決定し、「かいご・ふくしトライ・ジョブ事業実施依頼書」(様式3)を受入施設の長あて送付するものとする。
- (3) 県社協は、体験者に対して、「かいご・ふくしトライ・ジョブ体験決定通知書」(様式4)により、受入日時や体験内容、留意事項を通知するものとする。
- (4) 体験者は、体験終了後、「かいご・ふくしトライ・ジョブレポート」(様式5)を作成し、県社協(半日コース体験者にあつては、受入施設)に提出するものとする。
- (5) 県社協は、原則として、1日コース体験者の体験終了時に、受入施設を訪問し、体験者とともに当該体験の振り返りを行なうとともに、体験者の就労意向の確認等を行うものとする。
- (6) 受入施設の長は、体験終了後、「かいご・ふくしトライ・ジョブ事業実施報告書兼請求書」(様式6)を体験受入月の翌月8日までに県社協あて提出するものとする。
- (7) 県社協は、「トライ・ジョブ実施報告書兼請求書」の内容を確認の上、受入施設に対して受入に要した経費として、体験者1人1日あたり以下の金額を支払いものとする。
 - ① 半日コース 2,000 円
 - ② 1日コース 5,000 円 (2～5日間実施した場合は体験日数×5,000 円)

8 実施後の対応

体験終了後、体験者が受入施設へ求人応募(面接等)を希望する場合、県社協は面接等の日程調整を行い紹介状を発行するものとし、受入施設は、採否決定後、県社協に対して結果を報告するものとする。

9 事故等の対応

- (1) 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入施設において対応するものとする。
- (2) 県社協は、体験者のトライ・ジョブ中の事故等による負傷等に対応するため、ボランティア行事用保険に加入するものとする。

10 トライ・ジョブ実施期間

トライ・ジョブ実施期間は、2019年5月15日(水)から2020年3月13日(金)までとする。なお、申込受付期限は、2020年2月28日(金)までとする。

11 個人情報の取扱い

- (1) 県社協および受入施設が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施、および事業目的の達成のためのみに使用するものとする。
- (2) 体験者が受入施設において知り得た利用者等の個人情報については、口外してはならない。

12 その他

- (1) トライ・ジョブは無給とする。
- (2) トライ・ジョブに関わる交通費、昼食代は体験者が負担する。
- (3) 本事業の円滑な実施のため、県社協は受入施設と随時連絡調整を行うものとする。